

決 定 書

異議申出人

(住所)

(氏名)

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和5年8月●日付けで提起された同年8月6日執行の柏市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、柏市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の趣旨及び理由の要旨

1 趣旨

異議申出人は、本件選挙における当選人渡邊晋宏（以下「当選人」という。）の当選を無効とする決定を求めるものである。

2 理由の要旨

市議会議員の選挙権は「日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」が有するとされており（公職選挙法第9条第2項）、市議会議員の被選挙権は「その選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの」が有するとされている（公職選挙法第10条第1項第5号）。

しかし、当選人が柏市選挙管理委員会に届けている「柏市新富町2丁目」は生活の本拠ではなく、当選人は公職選挙法第9条第2項の「引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」という要件を満たさず、被選挙権を有しないため、当選人とはなり得ない。

決定の理由

当委員会は、申出書の要件を満たしていることから、本件異議申出を受理した。

審理にあたっては関係法令にしたがい、異議申出人が提出した証拠物、当選人の証人尋問、口頭意見陳述及び提出された証拠物に基づき慎重に行った。

1 住所認定の解釈

本件異議申出は、当選人の住所に関し提起されたものである。

したがって当委員会は、当選人が本件選挙の被選挙権の要件、すなわち、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第10条第1項第5号に規定する被選挙権の要件である法第9条第2項に規定する「引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」に該当していたか否かを論点として調査することとした。

「引き続き三箇月以上」の期間計算については、本件選挙の選挙期日（令和5年8月6日）を基準として算定される。すなわち、令和5年5月6日から令和5年8月6日まで（以下「本件期間」という。）の間、引き続き本市内に住所を有することが必要となる。なお、「三箇月」の期間計算については、民法による。

「住所」とは、民法（明治29年法律第89号）第22条に規定する「生活の本拠」とされる。

その意義について判例に照らすと、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解す」べきであり（昭和35年3月22日 最高裁判決）、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決す」（平成9年8月25日 最高裁判決）べきものとされる。また「生活の本拠とは、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心をいうから、滞在場所が昼夜で異なることが多い場合には、夜間寝泊まりをしている場所を中心として検討するのが相当である。」（令和3年12月23日 東京高裁判決）とされる。

「客観的な生活の本拠たる実体」を具備しているか否かの判断については、他に特別の事情がない限り「現に起臥しているところ」に住所があるものと認定して差し支えないとされている。しかし、現に起臥して

いるか否かを客観的に証明することが困難であるため、水道・電気・ガスの使用状況や当選人と家族の状況、当選人の証言及び提出資料をもとに、本件期間について判断することとした。

2 当委員会が認定した事実等

当委員会が職権で収集した証拠書類等及び本件当選人から提出された証拠書類からは、次の事実が認められる。

(1) 柏市に対して行われた住民異動届出

当選人は、令和5年4月18日を転入日として、千葉県野田市山崎（以下「前住所地」という。）から、千葉県柏市新富町2丁目（以下「現住所地」という。）に単身で転入した旨、翌日の令和5年4月19日に転入届を届け出ている。

(2) 現住所地に係る賃貸借契約

当選人は、令和5年4月17日に、当選人を借主として、住宅の賃貸借契約を結んでいる。契約期間は「2023年4月17日から2025年4月16日まで（2年間）」である。

(3) 現住所地の物件情報

賃貸契約書の記載及び現地を確認したところ、浴室、水洗トイレ、洗面台、台所（2口コンロ）、エアコン、ガス給湯器の設備が備え付けられている。

(4) 現住所地での水道・電気・ガスの使用状況

当選人から、水道・電気・ガスの使用に係る領収書等の資料が提出された。その内容は以下のとおりである。なお、提出された領収書等の名義は当選人となっている。

ア 水道使用量

使用期間	上水道使用量
令和5年4月21日～5月8日	3 m ³
令和5年5月9日～7月5日	10 m ³
令和5年7月6日～9月6日	13 m ³

イ 電気使用量

使用期間	使用量
令和5年4月20日～5月1日	24 kWh
令和5年5月2日～6月1日	56 kWh
令和5年6月2日～7月1日	53 kWh
令和5年7月2日～8月1日	105 kWh
令和5年8月2日～9月1日	138 kWh

ウ ガス使用量

使用期間	使用量
令和5年4月21日～5月3日	1 m ³
令和5年5月3日～6月3日	4.7 m ³
令和5年6月3日～7月3日	2.4 m ³
令和5年7月3日～8月3日	2.4 m ³

(5) 運転免許証の住所変更

提出された当選人の運転免許証は、令和5年5月8日付けで現住所への住所変更がなされている。

(6) 国民健康保険被保険証の住所変更

提出された当選人の被保険証の交付日は、令和5年9月12日であった。

(7) 現住所地への郵便物の状況

野田ガス株式会社が発送した「ガス・電気 使用量のお知らせ」が、日本郵便株式会社の転居・転送サービスにより、現住所地に届いている。宛名に記載されている転送期間は2024年5月1日までとなっており、転送期間は届出日から1年間であることから、2023年の5月1日に日本郵便株式会社に転居・転送サービスを届け出たことが伺える。

(8) 前住所地の家屋の名義

前住所地の家屋の登記簿上の所有者は当選人の配偶者となっている。

(9) 交通系ICカードの利用履歴

当選人からは、令和5年8月10日以降についての利用履歴が提出された。その履歴からは、数回柏駅で乗車及び下車していたことが確認できた。

(10) ガソリンスタンドの利用履歴

当選人から5月から8月末までの期間で、ガソリンスタンドの利用明細書が提出された。その内容は以下のとおりである。

日時	場所	数量
令和5年5月6日	流山市	5.80 L
令和5年5月21日	柏市	22.34 L
令和5年5月28日	柏市	21.68 L
令和5年6月6日	柏市	22.16 L
令和5年6月28日	柏市	6.40 L
令和5年7月17日	柏市	23.51 L

令和5年7月24日	柏市	20.01L
令和5年7月28日	柏市	24.17L
令和5年8月16日	柏市	20.46L
令和5年8月30日	我孫子市	22.87L

(11) 本件期間における前住所地での水道・電気・ガスの使用及び、同時期の前年分の水道・電気・ガスの使用に係る領収書等の提出を求めたところ、当選人から提出があった。その内容については以下のとおりである。なお、提出された領収書等の名義は当選人となっている。

ア 水道使用量

使用期間	使用量	使用期間	使用量
令和5年4月6日 ～6月6日	25 m ³	令和4年4月5日 ～6月5日	35 m ³
令和5年6月6日 ～8月6日	25 m ³	令和4年6月5日 ～8月5日	29 m ³

イ 電気使用量

使用期間	使用量	使用期間	使用量
令和5年4月分	300 kWh	令和4年4月分	330 kWh
令和5年5月分	241 kWh	令和4年5月分	229 kWh
令和5年6月分	191 kWh	令和4年6月分	187 kWh
令和5年7月分	230 kWh	令和4年7月分	221 kWh

ウ ガス使用量

使用期間	使用量	使用期間	使用量
令和5年5月分	16 m ³	令和4年5月分	18 m ³
令和5年6月分	11 m ³	令和4年6月分	18 m ³
令和5年7月分	7 m ³	令和4年7月分	7 m ³
令和5年8月分	4 m ³	令和4年8月分	7 m ³

(12) 本件期間における金融機関窓口や ATM の利用履歴の提出を求めたところ、当選人からスマートフォンの画面の提示を受けたが、利用場所に関する記載は無かった。

3 当選人の証言及び提出書類による当選人の主張の要旨

(1) 令和5年4月17日から計1週間程度掛けて、自身で引っ越しを行った。

電気・ガス・水道の使用開始日は提出した領収書等のとおりであ

る。

- (2) 家族は妻と子の3人家族。現在家族とは別居している。妻が子の面倒を見ることができない場合は前住所地に帰るが、1か月のうち、土日に限らず多くても3～4日程度である。寝起きについては、5月は24回、6月は25回、7月は28回、8月は27回、現住所地においてしていた。
- (3) 本件期間中の職業は、我孫子の実家で農業を手伝っていた。
- (4) 普段の生活は、朝4時頃起床、5時頃に現住所地を出発し、帰りは18時頃だが、政治活動を行っていたため、家に帰るのは遅い時間だった。早ければ21時頃に寝ることもあるが、遅いときは24時頃に寝ることもあった。
- (5) 休みの日は、流山市の河川敷で野球を行うことが多い。
- (6) 選挙があることが分かっていたため、最後のチャンスだと思い、柏市に1人で引っ越してきて立候補した。立候補しようと思ったのは令和4年の12月頃だが、早く引越しをしてもその分お金も掛かってしまうので、4月に引越しをした。
- (7) 引越しの際は、実家のトラックを利用して家財道具を運んだ。主に運んだものは、ベッド・冷蔵庫・電子レンジ・テーブルなどである。引越し業者は使っていない。
- (8) 引越しの際に新たに購入したものはカーテン程度である。冷蔵庫などは親戚が使わなくなったものを利用した。
- (9) 自炊は行わず、冷凍ごはんを温めて、おかずを買ってきて食べることが多い。
- (10) 風呂はユニットバスが部屋に備え付けられていたが、シャワーでの利用がほとんどであった。

5月のガス利用量が他の月より多い理由は、4月か5月頃に1度湯舟に入ろうと準備を行ったが、そのまま寝てしまい、一晩中お湯を流したままの状態にしてしまったことがあったためだと思う。以降についてはシャワーのみを利用することとした。
- (11) トイレは一日、2～3回くらい使っていた。ほとんど家にいないため、朝と夜程度だった。
- (12) 洗濯はコインランドリーで済ませていた。当選できるか分からなかったし、大した量でもないのに、洗濯機を買うくらいであったら1週間溜めてコインランドリーで洗濯した方がよいと思った。

- (13) クリーニング屋を使うことはほぼなかった。松戸市に用事があった時に一度ネクタイのクリーニングを行った程度。
- (14) 車は実家の車を使用している。法人名義の軽自動車を使用しているため、車庫証明書はない。駐車場の契約は、現住所地の契約とセットになっており、その点が現住所地を契約した理由の1つにもなっている。
- (15) 銀行やクレジットカード、携帯電話やインターネットの住所変更は、当選するか分からなかったため、行わなかった。選挙後当選したら行おうと思っていた。
- (16) 水道・電気・ガスの使用量が少ない理由は、自炊をしないことや、朝早く家を出て、夜遅く帰る生活をしてきたため、ほぼ家にいなかったからである。
- (17) 柏市議会議員一般選挙に立候補した理由は、24歳から34歳まで柏市内の化学工場に勤務していて、10年間勤務したこととお世話になっていたこともあるし、令和4年7月の参議院議員通常選挙に立候補した際、野田市に比べて柏市の得票率が多かったこともあり、柏市議会議員一般選挙に立候補した。
- (18) 農業党は農業の発展を広く知らせることや、公認候補をスカウトするなどの活動を千葉県全体で行っている。農業党の主たる事務所は我孫子市の実家だが、基本的に選挙事務所を持たないことにしており、農業党という表示もしていないので、今後我孫子市から別の場所に移動するかはわからない。
- (19) 自身が代表取締役である株式会社One Chanceの法人登記簿上の住所を変更していない理由は、政治活動に集中していたため、そこまで頭が回らなかったためである。
- (20) 日用品は主に近くのスーパーやドラッグストアで買うことが多かった。
- (21) インターネット通販での買い物明細は、本件期間中該当がなかった。
- (22) 町会には入っていない。入り方がわからなかった。
- (23) 表札を出していない理由は、衆議院議員総選挙や参議院議員通常選挙に立候補した際にNHK党として立候補したが、NHK党には反対勢力がいて、自分が名前を出すと、いやがらせを受ける可能性があり、隣人に迷惑が掛かる恐れがあったためである。

4 当委員会の判断

以上を踏まえ、当選人が本件期間において、引き続き現住所地において起臥していたかについて判断する。

- (1) 一般に人が客観的に生活の本拠といえる場所で現に起臥するためには、そもそも当該場所で日常生活を営むに足る必要最低限の行為をすることができなければならず、この必要最低限の行為とは、睡眠、食事、入浴、排せつなどの行為がある。

そのため、これらの行為をするためには、当該場所において水道、電気、ガスを使用することが当然想定される。これらを使用することなくして、当該場所において現に起臥していたと認定するためには、これらを使用しなくても日常生活を営むことができたという特別な事情が存在する必要がある。

ア 水道の使用量について

水道の使用量は、令和5年4月21日から5月8日が3 m³、令和5年5月9日から7月5日までが10 m³、令和5年7月6日から9月6日までが13 m³であり、いずれも一人世帯の1か月あたり平均使用量8.1 m³（東京都水道局「令和2年度生活用水実態調査」）よりも少ない。

しかし、朝早く家を出て、夜遅く帰る生活が大半であり、洗濯はコインランドリーで行い、入浴も基本的にシャワーで済ませていたという当選人の主張からすると、使用量が少ないこともそれほど不自然ではないと認められる。

イ 電気の使用量について

電気の使用量は、令和5年4月20日から5月1日が24 kWh、令和5年5月2日から6月1日が56 kWh、令和5年6月2日から7月1日が53 kWh、令和5年7月2日から8月1日が105 kWh、令和5年8月2日から9月1日が138 kWhであり、いずれも一人世帯（集合住宅）の1か月あたりの平均使用量186 kWh（『平成26年度東京都家庭のエネルギー消費動向実態調査報告書』）よりも少ない。

しかし、朝早く家を出て、夜遅く帰る生活が大半だったという当選人の主張からすると、使用量が少ないこともそれほど不自然ではないと認められる。

ウ ガスの使用量について

ガスの使用量は、令和5年4月21日から5月3日までが1 m³、令和5年5月3日から6月3日までが4.7 m³、令和5年6月3日から7月3日までが2.4 m³、令和5年7月3日から8月3日までが2.4 m³であり、いずれの期間においても一人世帯（集合住宅）の1か月あたりの平均使用量1.5 m³（『平成26年度東京都家庭のエネルギー消費動向実態調査報告書』）よりも非常に少ない。

しかし、自炊は行わず、入浴についてはシャワーで済ませていたという当選人の主張からすると、使用量が少ないこともそれほど不自然ではないと認められる。

(2) 当選人に対し、5月から8月末までの期間の食品・日用品関係の領収書（バーコード決済などの利用明細等含む）の提出を求めたところ、多くの領収書の提出があった。その内訳の大半がコンビニエンスストア、スーパー、ドラッグストア、飲食店の利用によるものであり、現住所地の周辺で飲食や買い物をしていた事がうかがえる。

(3) 現住所地及び前住所地における宿泊の頻度について、当選人から提出のあった資料によれば、5月は24回、6月は25回、7月は28回、8月は27回、現住所地において寝起きしていた。

このことについて、前住所地に居住している当選人の家族に確認したところ、前住所地に用事があるときは帰ってきていたが、基本的には宿泊はほとんど行っていない。宿泊回数が0回ではないが、数えるほどであるという証言を得た。

また、前住所地付近の住民に聞き込みを行ったところ、最近は姿を見かけず、柏の市議会議員に立候補するという事で柏市に住んでいると聞いた、とのことであった。

現住所のアパートの住民に聞き込みを行ったところ、4月頃引っ越してきてその頃に挨拶に来てくれた、その後は2～3回程度挨拶をして、特に会話はしていないが住んでいると思う、とのことであった。

以上の証言や、前述の飲食物関係の領収書等を鑑みると、当選人の主張には一定の信憑性があると言える。

(4) 申出人の主張の要旨を示した上で、これについて判断する。

ア 現住所の状況について

「現住所の玄関には表札が無く、令和5年8月14日から3日間、

雨戸，カーテンの位置が変わらず，物干し竿，ロープがない。このことから当選人の現住所には生活の本拠がないことは明らかである」という主張について判断する。

表札については，当選人の証言によれば，自分が名前を出すと，いやがらせを受ける可能性があり，隣人に迷惑が掛かる恐れがあったため表札を出さなかったとしている。

この証言を否定する根拠はなく，表札を出さなかったからと言って，現住所に当選人の生活の本拠が無かったとは言えない。

また，雨戸，カーテンの位置が変わっていなかったことについては，当選人の証言によれば，当該3日間は現住所地で寝起きしていたとしている。当選人は朝早く家を出て，夜遅く帰る生活をしてきたため，ほぼ家にいなかったことを考えれば，このことだけをもって，現住所に生活の本拠がなかったとは言えない。

物干し竿，ロープがないことについては，当選人は洗濯をコインランドリーで済ませていたと証言しており，この証言を否定する根拠はない。

以上のことから，申出人の主張は採用することができない。

イ 自身が代表取締役となっている法人の所在地について

「自身が代表取締役である株式会社One Chanceの法人登記簿上の住所が前住所地のものになっている」という主張について判断する。

当選人の証言によれば，政治活動に集中していたため失念していたとのこと。また，現在は法人としての活動を頻繁に行っていないとのことであった。

現在の当選人の活動全般は，自身の政治活動及び農業が中心であることが当選人から証言されていることや，そもそも本件で論点としている住所は，他に特別の事情がない限り「現に起臥しているところ」にあるものと認定しているため，法人登記簿上の住所と本件は関係がないことから，このことをもって当選人の住所が前住所地にあったとは言えない。

ウ 政治団体の主たる事務所の所在地について

「当選人が代表者である政治団体の主たる事務所の所在地が現住所地ではなく我孫子市の小屋（居宅ではない）になっていることは，現住所地の居住実態への疑義につながる」という主張について判断

する。

当選人の証言によると、農業党の主たる事務所は我孫子市の実家となっているとのことであった。

当委員会が現地を確認したところ、当選人の父親から、我孫子市の実家が農業党の主たる事務所の所在地になっているという証言を得た。

しかし、前述のとおり、本件で論点としている住所は、他に特別の事情がない限り「現に起臥しているところ」にあるものと認定しているため、政治団体の主たる事務所の所在地は本件と関係がなく、申出人の主張は採用することができない。

また、当選人の父親からは、当選人は本件期間中、頻繁に朝早くから実家に来て、農業の手伝いをしていたという証言も得られた。このことは、朝早く家を出て、夜遅く帰る生活が大半だったという当選人の主張と一致する。

エ 様々な選挙の応援演説に行っていたことについて

「当選人は4月から5月初旬に行われた様々な選挙で応援演説に行っていた。よって柏市には居なかったのではないか」という主張について判断する。

当選人の証言によれば、NHK党に個人的なつながりがあるため、当該期間中は毎日応援に行った、とのことであった。

この証言は本件期間中、日中は自宅に居らず、政治活動か農業を行っていたという証言と一致している。日中、様々な場所で政治活動を行っていた事と、当選人が現住所地で起臥していなかった事との関連を証明する証拠は確認できないため、申出人の主張は採用することができない。

オ 前住所地について

「前住所地の登記簿上の所有者は当選人の妻と思われる人物であり、そこには家族が居て、一戸建てで、当選人もそこで暮らしているはずである。当選人が生活の本拠を現住所地に移したとは考えられない」という主張について判断する。

当選人は、柏市で選挙があることがわかっていたので、最後のチャンスだと思い、柏市に1人で引っ越してきて、立候補したと証言している。この証言を否定する客観的な根拠は無いことから、一戸建ての住居に家族を残し、単身で柏市に引越したはずがないという

申出人の主張は採用することができない。

カ 現住所地と前住所地の距離について

「現住所地と前住所地は自動車約12kmの距離であり、比較的近いので、当選人が前住所地で生活していた可能性がある」という主張について判断する。

前住所地に居住している妻の証言によると、当選人は、前住所地に用事があるときは帰ってきていたが、基本的には宿泊はほとんど行っていない。宿泊回数が0回ではないが、数えるほどであるとのことであった。

また、前住所地付近の住民に聞き込みを行ったところ、最近は姿を見かけないという証言があったため、用事があって帰る頻度はそれほど多くなかったと推察できる。

現住所地と前住所地は自動車約12kmの距離であり、当選人は必要があれば前住所地に立ち寄ることもあったと思われるが、当選人が前住所地で現に起臥していたかどうかまでを判断するだけの、客観的な証拠は確認できないため、申出人の主張は採用することができない。

キ その他

その他、申出人が異議申出書等に記載している事柄及び口頭意見陳述で述べた事柄については、いずれも当選人が現住所地に住所を有しなかったことを直接証明するものではないため、採用することができない。

前述の当選人の主張を踏まえ、以上のことを勘案すると、本件期間中、現住所地に生活の本拠があったと判断することが相当であり、当選人は本件期間中、現住所地で実際に起臥していたと推認できる。

また、現住所地に生活の本拠があったという当選人の主張を覆すほどの証拠書類の提出や主張が確認できないことから、当委員会は、本件期間について、当選人の住所は現住所地にあったと判断する。

5 結論

したがって、本件選挙における当選人の当選を無効とする決定を求める異議申出人の主張には理由が認められず、法第216条第1項が準用する行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和5年10月13日

柏市選挙管理委員会

委員長 榎 隆 夫

教 示

この決定に不服がある者は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で千葉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。